

2023 年度決算における地方独立行政法人会計基準改訂について

1. 会計基準改訂の趣旨（文部科学省、総務省）

昨年度、国立大学において、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学経営への転換を目指すためには、多様なステークホルダーに対して、理解しやすい財務諸表等の開示が求められており、寄附者や投資家など民間のステークホルダーへのアカウントビリティを果たすことを目的（出典：文科省「国立大学法人会計基準の改訂について」令和3年10月）として会計基準の改訂が行われた。これを受け、地方独立行政法人会計基準においても令和5年に同様の改訂が行われた。

2. 影響の大きい改訂（資産見返負債の廃止）

運営費交付金、授業料及び寄附金等を財源として償却資産を取得した場合、負債に計上していた財源を資産見返負債に振り替えるとともに、減価償却に応じて収益化することで損益均衡を図る処理を廃止し、運営費交付金や自己収入である授業料や寄附金については、当該資金を財源として償却資産を取得した後も引き続き何らかの義務を負うものではなく、償却資産を取得した時点で資金拠出者からの負託に応えたとみなし、償却資産の取得時に、その財源である運営費交付金債務等を一括で収益化することとした。（出典：総務省「地方独立行政法人会計基準の改訂について」令和4年8月）ただし機関補助金は、資産除却時に返還を求められる可能性等を考慮し、資産見返負債の会計処理を継続（勘定科目は長期繰延補助金等に変更）。

<貸借対照表>

資産 (ex建物 60)	負債 (資産見返負債60)
	純資産

資産 (ex建物 60)	負債 純資産 (純利益 60)
-----------------	-----------------------

<損益計算書>

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (資産見返戻入)	20	20	20
利益	0	0	0

※単年度で損益が均衡

（出典：文科省「国立大学法人会計基準の改訂について」令和3年10月）



財源は資産見返負債に振り替えず固定
資産取得時に全額収益化

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (ex運営費交付金収益)	60	0	0
利益	40	▲20	▲20

※単年度では損益が均衡しない

3. 2023 年度決算における主な影響

- ・負債の減少：資産見返負債を全額取り崩すため、大幅に減少
- ・臨時利益発生：取り崩した資産見返負債は、収益計上されるため利益が大幅に増加